

キャリア形成促進助成金・人材開発支援助成金の支給 申請をされる事業主の皆様へ

ジョブ・カード（写）の提出が必要となります！ ～教育訓練・職業能力評価制度、セルフ・キャリアドック制度～

平成31年4月1日以降に教育訓練・職業能力評価制度助成、セルフ・キャリアドック制度助成の支給申請をされる際の添付資料に以下の書類が追加されます。

変更内容

従来の資料に加えて、追加で添付いただく書類

追加

- 教育訓練・職業能力評価制度助成
職業能力評価に使用したジョブ・カード*の写し
- セルフ・キャリアドック制度助成
**キャリア・コンサルティングに基づき作成した
ジョブ・カード一式*の写し**

*具体的なジョブ・カード様式については、裏面参照。

※教育訓練・職業能力評価制度、セルフ・キャリアドック制度において助成を受ける場合には、適正なジョブ・カードを活用すること等が要件となります。



Q1:なぜ、ジョブ・カード一式
の写しの提出が必要になった
のですか？

A1:従来は、「教育訓練・職業能力
評価実施状況報告書」、「キャリア
コンサルティング実施状況報告書」
に記載された申告のみで確認してい
ましたが、支給の適正化をはかるた
め、実際に使用したジョブ・カード
一式を確認させて頂くこととしま
した。

Q2:キャリア・コンサルティングに使ったジョブ・
カード一式について、他の人に知られたくない
情報が含まれていることから、提出したくないと
いう労働者がいます。どうしたらよいでしょうか。

A2:セルフ・キャリアドック制度助成の支給申請におけるジョブ・カード一式（写）に
ついては、キャリア・コンサルティングを受けた労働者の個人情報の記載事項（各シートの労働者氏名及びキャリア・プランシート第2面の実施日時、キャリア・コンサル
ティング実施者の所属、氏名等を除く。）について、労働者が非開示を希望する記載事
項を黒塗りにしたものでも差し支えございません。



厚生労働省・都道府県労働局

LL300910開企02

各制度において添付が必要なジョブ・カード

制度名	ジョブ・カード
教育訓練	○職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート (様式3-3-4)
職業能力評価	○職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート (様式3-3-1-2)
キャリア・コンサルティング	○職業能力証明シート（様式3-1・3-2） ○職務経歴シート（様式2） ○キャリア・プランシート（様式1-1） ○職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（様式3-3）